様式第２（第５条関係）

太陽光発電施設

経費内訳書

１．太陽電池モジュールの概要　　※設備は未使用品であること

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | メーカー | 型式 | ①公称最大出力 | × | ②枚数 | ＝ | 計算値（①×②） |
| １ |  |  | Ｗ | × | 枚 | ＝ | Ｗ |
| ２ |  |  | Ｗ | × | 枚 | ＝ | Ｗ |
| ３ |  |  | Ｗ | × | 枚 | ＝ | Ｗ |
| 合計 | | | | | | | Ｗ  ⇒　.　 　ｋＷ |

※下記要件を満たしていること。（□にチェックマークを記入）

* 太陽電池の最大出力が50キロワット未満であること。
* 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運動（自動起動・自動停止）を行うものであること。
* 一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の太陽光電池モジュール認証を受けたもの又は、それに準じた性能を持つものであること。また、ＩＥＣ規格に基づき、ＪＥＴが認証した太陽電池モジュール又は、ＩＥＣＥＥ－ＰＶ－ＦＣＳ制度に加盟している海外認証機関の認証を取得していること。
* 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）及び内線規程（ＪＥＡＣ8001）に準拠していること。
* インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠している、又はその地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものであること。
* 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力を測定できるものであること。
* 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。
* 工事、施工にあっては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（ＪＥＡＣ8001）に準拠していること。
* 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置するものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連係の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全売買取方式ではなく余剰買取方式によること。

２．補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| ①機器費  （太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側・交流側開閉器、インバータ、電力計、配線機器、その他付属品） | 円 |
| ②設置工事費 | 円 |
| ③合計金額（①＋②） | 円 |
| ④補助対象経費  （③の100円未満切り捨て） | 円 |

※①・②は値引き後の金額。いずれの金額も消費税を除く。